



能育発0131第1号
平成24年1月31日

(社) 日本建設業団体連合会 御中

厚生労働省職業能力開発局
育成支援課長

成長分野等人材育成支援事業（県外高度高度訓練（震災特例））のご案内

平素より、職業能力開発行政に対しましてご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。また、東日本大震災等の被害を受けられた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

平成23年11月より、厚生労働省では、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の中 小企業事業主を対象とした、新たな人材育成支援施策を実施しております。

本施策は、被災地の復興に資する産業分野に属する事業を行うにあたり、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）の中小企業事業主が労働者を県外へ転居させ、研究機関、大学院等高度な訓練機関を活用し、Off-JTを実施した場合に、住居費を含め、奨励金を支給する内容となっております。

パンフレットを同封いたしましたので、活用いただき、貴団体傘下の事業主様に周知をいただければ幸いに存じます。

なお、詳細につきましては、都道府県労働局にお問い合わせください。

（参考）厚生労働省のホームページに同封のパンフレットや申請用紙を掲載しております。

URL: http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/jinzai_ikusei.html

（担当） 育成支援課 認定訓練係 電話：厚生労働省代表 03(5253)1111 (内線 5931)

被災地の復興につながる産業分野の中小企業事業主の皆さんへ

県外の大学院などで労働者に高度な研修をさせた場合
その費用を助成します!

東日本大震災の被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練（以下「研修等」という）を県外の大学院や研究機関で受けさせた場合に、その受講料や住居費の一部を助成します。

「成長分野等人材育成支援事業（奨励金）」を拡充して支給します。

※ 健康、環境分野および関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主に対して、訓練費用の助成を行う制度。一定要件を満たすOJT（仕事をさせながら行う訓練）も対象になります。

奨励金支給対象事業主の主な要件

1. 雇用保険の適用事業主であること

2. 次の①から④に該当する中小企業事業主であること

- ① 事業所が岩手県、宮城県、福島県に所在すること
- ② 期間の定めなく雇用する労働者を、県外の大学院や研究機関で3か月以上2年以内の期間、研修等を受講させる事業主であること
- ③ ②の研修等は、震災の復興等に資する産業分野に関連するものであること
- ④ 研修等を受講させるため、対象労働者の住居を移転（単身も可）させ、住居費を負担すること

支給要件の詳細は、3ページをご覧ください

支 給 額

- 事業主が負担した研修等に要する費用（1人につき年間50万円を上限）
- 事業主が負担した住居費の3分の2（1人につき年間40万円を上限）

支給対象となる研修等については、2ページをご覧ください



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



日本はひとつ
しごとプロジェクト

職業訓練計画

奨励金の支給を受けるには、事前に職業訓練計画を作成していただきます。

奨励金の支給を受けようとする対象労働者ごとに職業訓練計画を作成します。1人の労働者が1つの訓練計画につき受講できるのは1コースのみです。

職業訓練計画を立てる場合、主に以下の要件を満たすことが必要です。

1. **県外の大学院や研究機関など**の先進的な訓練機関における研修等であり、**対象労働者の転居を伴うものであること**
2. **被災県の復興に資する産業分野**に関する研修等であること
※事業所が所在する県の復興計画（岩手県東日本大震災津波復興計画、宮城県震災復興計画、福島県復興ビジョン）に沿った産業分野に属するもの。不明な場合はお問い合わせください。
3. 1コースの訓練期間が**3か月以上2年以内**であること
4. 社会人向けコース（夜間や土日休日を中心としたコース）は対象外であること
5. 遅くとも平成25年3月31日までに職業訓練計画を作成して受給資格認定申請を行い、その提出日から6か月以内に研修等を開始すること（3ページ参照）

【支給対象外となるもの（例）】

- ① 趣味・教養を身に付けることを目的とするもの
(例：日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室)
- ② 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの
(例：接遇・マナー講習など社会人としての基礎的なスキルを習得するための講習)
- ③ 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの
(例：時局講演会、研究会、大会、学会、研究発表会、博覧会、見本市、見学会)

支給対象となる訓練経費

下記の経費が奨励金の対象となります。

◆研修等に要する費用…受講に際して必要となる授業料、入学料、教科書代など

※あらかじめ受講案内などで必要と定められているものに限ります。

➡ このうち事業主が負担した額を支給（1人につき、年間50万円を上限）

◆住居費…受講に際して必要となる住居費、寮費など

※引越し費用、敷金・礼金などの初期費用は含まず、家賃額のみが対象です。

➡ このうち事業主が負担した額の3分の2の額を支給（1人につき、年間40万円を上限）

- 奨励金の支給額は、訓練期間の月数によって上限が決まっています。

具体的には、下の表のようになります（金額の単位=千円）。

訓練月数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
授業料	123	164	205	246	287	328	369	410	451	500
住居費	99	132	165	198	231	264	297	330	363	400

訓練月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
授業料	541	582	623	664	705	746	787	828	869	910	951	1,000
住居費	433	466	499	532	565	598	631	664	697	730	763	800

支給対象となる事業主の要件

この制度では、1. 職業訓練計画を作成して認定を受けるとき、2. 職業訓練計画に基づいて研修等を実施した後に支給申請するとき、の計2回、都道府県労働局またはハローワークで以下の要件を確認します。

1 職業訓練計画の認定を受けるとき（受給資格認定申請）

※ 申請期限：訓練開始日の1か月前まで

（1）一定の要件を満たした中小企業事業主であること（1ページ参照）

- ① 事業所が岩手県、宮城県、福島県に所在すること
- ② 期間の定めなく雇用する労働者を、県外の大学院などで、3か月以上2年以内の期間、研修等を受講させる事業主であること
- ③ ②の研修等は、震災の復興に資する産業分野に関連するものであること
- ④ 研修等を受講させるため、対象労働者の住居を移転させ(単身也可)、住居費を負担すること

（2）一定の要件を満たした職業訓練計画を作成していること（2ページ参照）

◆そのほか、以下のことも確認します。

- ⑦ 雇用保険の適用事業主であること
(民間の事業者のほか、公益法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人なども含みます)
- ⑧ 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任調べを提出していること
(選任していない場合は、受給資格認定申請の際に選任してください)

2 支給申請するとき

※ 申請期限：訓練計画期間終了後2か月以内

（1）受給資格認定を受けた職業訓練計画に基づき、研修等を実施したこと

※ 対象労働者が、研修等を修了または総訓練時間の8割以上を受講していることが必要です。

（2）受給資格認定の申請日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請日までの間に、 事業所で雇用する雇用保険被保険者を、事業主都合により解雇していないこと

※ 天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能（事業の一時休止を含む）となつたこと、または労働者の責めに帰すべき理由による解雇は除きます。

◆そのほか、以下のことも確認します。

- ⑨ 支給申請の前々年度より前のいずれかの保険年度に、労働保険料を滞納していないこと
- ⑩ 受給資格認定の申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、他の奨励金などを不正受給していないこと。支給申請日から起算して3年前から支給申請日までの間に、労働関係法令の違反を行っていないこと
- ⑪ 支給決定などに必要な書類を整備・保管していること

< 受給までの流れ >

①受給資格認定申請

職業訓練計画を作成し、必要書類とともに労働局に提出



職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、**訓練開始1か月前までに、申請してください**

②認定

労働局は、職業訓練計画を認定（または不認定）し、事業主に通知

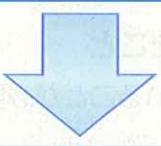


[認定の場合]

高度な研修・訓練の開始

③訓練実施

計画期間は**3か月以上2年以内**。
平成25年3月31日までに①の認定申請を行い、その日から6か月以内に訓練を開始してください



高度な研修・訓練の終了

訓練計画期間終了後**2か月以内**に必要書類をそろえ、支給申請してください

④支給申請

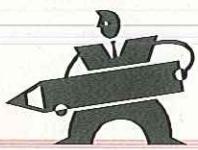
労働局またはハローワークに支給申請



⑤支給決定

中央職業能力開発協会から事業主に支給（または不支給）決定通知書を送付。
支給決定額を振込（支給決定の場合）

提出書類 チェックリスト



必要書類 1

1. 受給資格認定申請手続きに必要な書類

- ①成長分野等人材育成支援奨励金受給資格認定申請書(様式第1-3号)
- ②成長分野等人材育成支援奨励金職業訓練計画(訓練コース)(様式第2-4号)
- ③職業能力開発推進者選任調べ(写)
- ④雇用保険適用事業所設置届(写)
- ⑤中小企業事業主であることを確認する書類
(例) 登記事項証明書、資本金および労働者数を記載した資料
- ⑥事業主が対象労働者に、県外の研究機関、大学院等における研修等の受講を命じたことが分かる業務命令書等の写し
- ⑦研修等の実施内容が分かる書類
(例) 目的、内容、実施期間、場所などが分かる書類(事前に対象者に配布したもの)やカリキュラム
- ⑧対象労働者の転居前の住所を確認するための書類
(例) 住民票(写)、運転免許証(写)



必要書類 2

2. 支給申請手続きに必要な書類

- ①成長分野等人材育成支援奨励金支給申請書(様式第6-3号)
- ②成長分野等人材育成支援奨励金申請額内訳(様式第7-6号)
- ③訓練実施・出席状況報告書(様式第7-7号)※受講先が発行する修了証でも代替可能
- ④労働条件等申立書(様式第8-2号)
- ⑤受給資格認定通知書(写)
- ⑥研修等に要した経費等(授業料・入学料・教科書代など)を確認できる書類
(例) 領収書(写)、振込通知書(写)
- ⑦労働者の転居先の住所・入居期間・住居費等が確認できる書類
(例) 賃貸借契約書(写)、振込通知書(写)、住民票(写)、転居先で住所変更手続きをした運転免許証(写)

※ 上記に加えて、必要に応じてその他の書類の提出または提示をしていただくことがありますので、ご協力をお願いします。



ご注意



- この奨励金は、職業訓練計画に基づき実施した研修等の終了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書などの内容によっては、審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 支給対象となる訓練経費に対して、他の助成金等を受けている場合は、この奨励金を受けることはできません。他の助成金の支給申請を行っている場合は、どちらか一方を選択していただくことになります。
- 不正受給は犯罪です。偽りその他不正行為により本来受けることのできない奨励金の支給を受け、または受けようとした場合、奨励金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給した奨励金は、全部または一部の返還が必要です（年5%の利息を加算）。
- この奨励金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合はご協力をお願いいたします。また、関係書類については、5年間保管してください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または
ハローワーク（公共職業安定所）におたずねください。

〈お知らせ〉

企業の皆さまのお役に立てる人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。
登録はこちら：<http://merumaga.mhlw.go.jp/> または右のQRコードから →

